

浜松市防災協会部会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、浜松市防災協会会則第16条第2項に規定する部会に関して、部会ごとに必要な知識と技術の習得並びに事業を円滑に推進するために必要な事項を定める。

(部会の区分)

第2条 部会の区分は、次のとおりとする。

- (1) 防火管理物販店舗部会
- (2) 防火管理病院・診療所部会
- (3) 防火管理福祉部会
- (4) 防火管理一般部会
- (5) 危険物部会（消防法第10条関係事業所）
- (6) 危険物LP部会（高圧ガス・LP事業所）

(役員)

第3条 各部会に次の役員を置く。

- (1) 部会長 1名
- (2) 副部会長 1名
- 2 役員は、部会に属する正会員の中から互選する。
- 3 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 補充により選任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第4条 部会長は、部会を代表し会務を掌理する。

- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(部会議)

第5条 会議は、必要に応じ部会長が招集し、次の事項を審議する。

- (1) 部会に必要な事業の実施に関する事項
- (2) 表彰の推薦に関する事項
- (3) その他、部会長が必要と認める事項
- 2 前項の会議は、関係する部会が合同で開催することができる。

(議長)

第6条 会議の議長は、部会長があたる。

- 2 合同部会議の議長は、各部会長が協議してあたる。

(事務)

第7条 部会の事務は、協会事務局が行う。

附 則 この規程は、平成27年4月28日から施行する。